

労働者派遣法に基づく情報提供について

株式会社テクノ東京

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記のとおり情報を提供します。

記

対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日

派遣労働者の数	0 人
派遣先の数	0 箇所
マージン率（*1）	0%
教育訓練に関する事項（*2）	①送出教育 ②現場代理人教育 ③他
労働者派遣に関する料金の平均額（*3） 【8h/1日あたり】	0 円
派遣労働者の賃金の平均額 【8h/1日あたり】	0 円
派遣労働者の労使協定締結	労使協定を締結していない
その他参考となると認められること	社会保険 有給休暇 特別休暇 定期健康診断 教育訓練 表彰
<p>（*1） マージン率とは、労働者派遣に関する料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を労働者派遣に関する料金額の平均額で除した割合です。</p> <p>（*2） 教育訓練に関する事項の詳細については、当社の国家公的民間資格取扱規程によります。</p> <p>（*3） これらの金額には派遣労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費他を含みます。</p>	